

都城市工場立地法地域準則条例（案）の概要

1 趣旨

本市ではこれまで工場立地法の緑地率等については、国が定めた全国統一のルールを適用してきましたが、同法では市町村が地域の実情に応じ独自のルールを制定できることから、既存敷地の利用をより促進するため、環境に配慮しながら市独自の緑地面積率等を定めた条例を制定します。

そのことで、新規企業の立地や既存企業の設備投資の促進による地域経済の発展及び企業の市外への流出抑制並びに雇用機会の拡大を図ります。

2 対象となる工場（工場立地法で定める特定工場）

(1) 業種：製造業及び電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く。）

(2) 規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

※建築面積とは、水平投影面積を指します。延べ床面積ではありません。

3 緑地・環境施設の面積率

国の定めた基準の範囲内で、敷地面積に対する緑地・環境施設の面積率を緩和し、工場敷地の有効活用を促します。

住居系、商業系の用途地域等については現行どおりとし、緩和を行う地域についても、周辺の地域の生活環境への十分な配慮を引き続き求めます。

■現行（工場立地法準則）

地域名	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
区分	住居・商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域	主として工業の用に供されている区域	第一種区域、第二種区域、第三種区域以外の区域
	住居(専用)地域(近隣)商業地域	準工業地域	工業地域 工業専用地域	左記の用途地域外
緑地	20%以上			
環境施設	25%以上			



■条例（案）

地域名	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域	
区分	住居(専用)地域(近隣)商業地域	準工業地域	工業地域 工業専用地域	工業流通業務保全地区	左記以外の地域
緑地	20%以上	10%以上	5%以上	5%以上	20%以上
環境施設	25%以上	15%以上	10%以上	10%以上	25%以上

※1 緑地とは、敷地面積のうち、木や芝生その他の地被植物（手入れがなされているものに限る）などにより表面が緑化された土地をいいます。

※2 環境施設とは、緑地のほかに、噴水・水流・池その他の修景施設、屋外運動場（グラウンド等）、太陽光発電所（電気供給事業除く。）などをいいます。

※3 工業流通業務保全地区とは、都市計画区域の用途地域外（用途白地）において、地域の特性に応じて区分し導入された6種類の特定用途制限地域のうち、工業・流通を牽引する業務地として位置づけられた地区のことをいいます。

【参考】

■国の定めた基準の範囲

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
緑地	20%~30%以上	10%~25%以上	5%~20%以上	5%~25%以上
環境施設	25%~35%以上	15%~30%以上	10%~25%以上	10%~30%以上

工場立地法

工場立地法（昭和34年法律第24号）は、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われることを目的として、工場の新設・変更の際に事前に届出を行うことを義務づけています。

このとき、生産施設、緑地、環境施設の面積は一定の規制を受けます。

1. 届出義務のある工場 (特定工場)	次の要件に該当する工場が対象となります。 ①業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所は除く） ②規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上	
2. 届出	工場の新設や、既に届け出ている工場の変更を行う場合は、工事着工の90日前までに届出なければなりません。 届出内容が適当であると認められる場合は、短縮することができます。	
3. 準則（規制内容） ※下記参照	生産施設(工場)面積	敷地面積の30～65%以内 ※業種により、異なります。
	緑地面積	敷地面積の20%以上
	環境施設面積	敷地面積の25%以上
	※ 環境施設は、敷地の周辺部に15%以上配置しなければなりません。 ※ 既存工場（法が施行された昭和49年6月28日以前に設置された工場）には特例措置があります。	

参照

生産施設面積比率の上限
業種により、30～65%以内となる。

工場敷地

緑地を含む環境施設の面積割合
25%以上
(敷地周辺に15%以上配置)

緑地 20%以上

5%を緑地又は環境施設
(噴水、修景施設、広場、
屋外運動場等)

その他の施設

- ・ 駐車場
- ・ 事務所
- ・ 研究所
- ・ 倉庫 等

に関する工場立地法の
規制はない。